

水戸市児童福祉施設基準条例等の一部を改正する条例（案）

（水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正）

第1条 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」の次に「・第43条」を加える。

第42条を第43条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第42条 この条例の規定により行うこととされている記録、帳簿等の作成、保存等の行為については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第49条 この条例の規定により行うこととされている記録、帳簿等の作成、保存等の行為については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（水戸市婦人保護施設基準条例の一部改正）

第3条 水戸市婦人保護施設基準条例（令和2年水戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第20条 この条例の規定により行うこととされている記録、帳簿等の作成、保存等の行為については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。